

南街・桜が丘地域防災協議会のホームページ運営規則

1. 目的

この規則は、南街・桜が丘地域防災協議会（以下「協議会」という。）の公式ホームページに関し必要な事項を定め、その適正かつ円滑な運営を図り、もって地域防災活動等の情報提供を適切に行うことを目的とする。

2. 定義

この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公式ホームページ：協議会が運営するホームページ。
- (2) 役員会：協議会役員による月1回（臨時を含む）の役員会。
- (3) 担当者：役員会で定めた、公式ホームページの運営担当者。

3. 情報の掲載

- (1) 担当者は、適時公式ホームページに情報の掲載等を行い、その構成については、可能な限り最新で分かり易いものとなるように、努めなければならない。
- (2) 担当者は、公式ホームページに情報の掲載等をしようとする時は、役員会の承認を受けるものとする（必要な場合は、事後報告も可とする。）。

4. リンク機能

- (1) 協議会以外の者が管理するホームページへのリンク機能（公式ホームページの特定箇所を選択することにより、協議会以外の者が管理するホームページに接続することができる機能。）を設ける場合は、その協議会以外の者の承認を得るものとする。
- (2) 協議会以外の者からリンク機能を設けることにつき、申出があった時は、役員会で承諾又は不承諾を決定して、その結果を申出者に通知するものとする。

5. 著作権

- (1) 画像・音楽等は、インターネットにおける基本的モラルに留意し、著作権等の知的財産権に十分配慮する。
- (2) 当協議会で作成した画像等の著作権は、当協議会に帰属する。

6. 個人情報の保護

活動報告や投稿記事における個人情報（氏名、写真等）は、個人の同意を得ることを原則とするが、その運営は役員会で適切に判断することとする。

7. 公開情報の修正・削除

公式ホームページ上に公開されている情報について、関係者から修正・削除要求が出された場合には、役員会で適切に判断することとする。

8. 附則

この規則は、平成25年9月1日から施行する。